

令和 7 年 3 月 2 5 日
北 海 道 開 発 局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、ユニティ株式会社が建設業法の規定に違反し、北海道知事より監督処分を受けたことから、指名停止 6 週間の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当）

ユニティ株式会社は、航空自衛隊第 2 航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しないユニティ株式会社が契約金額 6, 6 6 6, 0 0 0 円で令和 6 年 1 2 月 1 9 日に契約締結した。

このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、令和 7 年 3 月 8 日、北海道知事より監督処分を受けたため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
ユニティ株式会社	札幌市中央区北 6 条西 2 2 丁目 2 番 3 号

2. 指名停止措置期間：令和 7 年 3 月 2 5 日～令和 7 年 5 月 5 日（6 週間）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 1 3 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課 長 補 佐 鈴木 千成（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第 2 係長 森 千栄（内線 5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>